

投資事業有限責任組合契約に関する法律

(平成十年六月三日)
(法律第九十号)

目次

第一章	総則(第一条 第五条)
第二章	組合員の権利及び義務(第六条 第十条)
第三章	組合員の脱退(第十一条・第十二条)
第四章	組合の解散及び清算(第十三条 第十五条)
第五章	民法の準用(第十六条)
第六章	登記(第十七条 第三十三条)
第七章	罰則(第三十四条・第三十五条)
附則	

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、事業者に対する投資事業を行うための組合契約であつて、無限責任組合員と有限責任組合員との別を約するものに関する制度を確立することにより、事業者への円滑な資金供給を促進し、その健全な成長発展を図り、もつて我が国の経済活力の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「事業者」とは、法人(外国法人を除く。)及び事業を行う個人をいう。

2 この法律において「投資事業有限責任組合」とは、次条第一項の投資事業有限責任組合契約によつて成立する無限責任組合員及び有限責任組合員からなる組合をいう。

(投資事業有限責任組合契約)

第三条 投資事業有限責任組合契約(以下「組合契約」という。)は、各当事者が出資を行い、共同で次に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約することにより、その効力を生ずる。

一 株式会社の設立に際して発行する株式の取得及び保有並びに有限会社又は企業組合の設立に際しての持分の取得及び当該取得に係る持分の保有

二 株式会社の発行する株式、新株予約権(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下この項において同じ。)若しくは新株予約権付社債等(同法第三百四十一条ノ二第一項に規定する新株予約権付社債及びこれに準ずる社債として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。)又は有限会社若しくは企業組合の持分の取得及び保有

三 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第一項に規定する有価証券(株式、新株予約権及び新株予約権付社債等を除き、同項第一号から第五号の三まで及び第七号から第十号までに掲げる有価証券(新株予約権付社債等を除く。))に表示されるべき権利であつて同条第二項の規定により有価証券とみなされるものを含む。)(のうち社債(新株予約権付社債等を除く。))その他の事業者の資金調達に資するものとして政令で定めるもの(以下「指定有価証券」という。)(の取得及び保有(前二号の規定により投資事業有限責任組合(第九号を除き、以下「組合」という。))がその株式、新株予約権若しく

は新株予約権付社債等を保有している株式会社又は組合がその持分を保有している有限会社若しくは企業組合（以下「特定会社等」と総称する。）以外の事業者の発行する指定有価証券（以下この号において「特定指定有価証券」という。）にあっては、特定指定有価証券である当該指定有価証券を組合が保有する期間が政令で定める期間を超えたときは、その日において、無限責任組合員のいずれかがこれを買収する旨を約した場合における当該特定指定有価証券の取得及び保有に限る。）

四 事業者に対する金銭債権の取得及び保有（特定会社等以外の事業者に対する金銭債権（以下この号において「特定金銭債権」という。）にあっては、特定金銭債権である当該金銭債権を組合が保有する期間が政令で定める期間を超えたときは、その日において、無限責任組合員のいずれかがこれを買収する旨を約した場合における当該特定金銭債権の取得及び保有に限る。）

五 事業者に対する金銭の新たな貸付け

六 事業者の所有する工業所有権又は著作権の取得及び保有（これらの権利に関して利用を許諾することを含む。）

七 特定中小企業等（中小企業者）（中小企業基本法（昭和三十八年法律第五十四号）（第一条第一項各号に掲げるものをいう。）（その他の者であつて、これに対する資金供給を行うことが特に重要なものとして政令で定める者をいう。以下同じ。））であつて投資営業者（投資事業を営む者をいう。第九号において同じ。）でないものを相手方とする匿名組合契約（商法第五百三十五条の匿名組合契約をいう。以下同じ。）（の出資の持分又は信託の受益権（特定中小企業等の営む事業から生ずる収益又は利益の分配を受ける権利に限る。））の取得及び保有

八 前各号の規定により組合がその株式、持分、新株予約権、新株予約権付社債等、指定有価証券、金銭債権、工業所有権、著作権又は信託の受益権を保有している事業者に対して経営又は技術の指導を行う事業

九 投資組合等（投資事業有限責任組合若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第六百六十七条第一項に規定する組合契約で投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合又は外国に所在するこれらの組合に類似する団体をいう。以下同じ。）に対する出資及び投資営業者を相手方とする匿名組合契約に基づく出資（以下この号において「投資組合向け出資等」と総称する。）であつて、一の投資組合等又は投資営業者に対する投資組合向け出資等の価額の投資事業有限責任組合の総組合員の出資の総額（組合契約において各組合員の出資予定額（各組合員が出資することを約した上限額をいう。以下この号において同じ。））が定められている場合にあつては、総組合員の出資予定額の合計額）に対する割合が政令で定める割合を超えない範囲内において行うもの（次に掲げる投資組合向け出資等（第十一号ロにおいて「特定投資組合向け出資等」という。）を除く。）

イ 投資事業有限責任組合の無限責任組合員である者（無限責任組合員が数人あるときは、そのいずれか一人の無限責任組合員である者。ロにおいて同じ。）（がその業務を執行する者である投資組合等その他投資事業有限責任組合の業務の執行を実質的に支配する関係を有するものとして政令で定める投資組合等に対する出資

ロ 投資事業有限責任組合の無限責任組合員である者その他政令で定める者を相手方とする匿名組合契約に基づく出資
十 前各号の事業に付随する事業であつて、政令で定めるもの

十一 次に掲げる事業であつて、政令で定めるところにより、前各号に掲げる事業の遂行を妨げない限度において行つもの

イ 外国法人の発行する株式、新株予約権、新株予約権付社債等若しくは指定有価証券若しくは外国法人の持分又はこれらに類似するものの取得及び保有

ロ 特定投資組合向け出資等

十二 組合契約の目的を達成するため、政令で定める方法により行つ業務上の余裕金の運用

2 組合契約の契約書（以下「組合契約書」という。）には、次の事項を記載し、各組合員はこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

一 組合の事業

二 組合の名称

三 組合の事務所所在地

四 組合員の氏名又は名称及び住所並びに無限責任組合員と有限責任組合員との別

五 出資一口の金額

六 組合契約の効力が発生する年月日

七 組合の存続期間

3 組合に対してする通知又は催告は、組合の事務所所在地又は無限責任組合員の住所にあててすれば足りる。

4 組合員の数の合計は、政令で定める数を超えてはならない。

(登記)

第四条 この法律の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

2 この法律の規定により登記を必要とする事項について、故意又

は過失により不実の事項を登記した者は、その事項が不実であることをもつて善意の第三者に対抗することができない。

(名称)

第五条 組合には、その名称中に投資事業有限責任組合という文字を用いなければならない。

2 何人も、組合でないものについて、その名称中に投資事業有限責任組合という文字を用いてはならない。

3 組合の名称については、商法第十九条から第二十一条まで（商号）の規定を準用する。

4 有限責任組合員は、その氏、氏名又は名称を組合の名称中に用いることを許諾したときは、その使用以後に生じた組合の債務については、無限責任組合員と同一の責任を負う。

第二章 組合員の権利及び義務

(組合員の出資)

第六条 組合員は、出資一口以上を有しなければならない。

2 組合員は、金銭その他の財産のみをもって出資の目的とすることができ。

3 出資一口の金額は、均一でなければならない。

(特定組合の組合員の資格等)

第六条の二 特定組合（組合のうち、特定中小企業等に該当する株式会社を発行する未公開株式会社（証券取引法第二十六条に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式をい

う。)の取得及び保有その他の政令で定める事業(以下「中小未公開企業株式取得等事業」という。)の全部又は一部のみを営むことをその組合契約において約した組合以外のものをいう。以下同じ。)の有限責任組合員たる資格を有する者は、同法第二条第三項第一号に規定する適格機関投資家その他の政令で定める者とする。

2 組合契約の変更により特定組合以外の組合が特定組合となったときは、当該組合の有限責任組合員であつて前項に規定する有限責任組合員たる資格を有しない者は、その時点において組合員の資格を喪失する。

(業務執行の方法等)

第七条 組合の業務は、無限責任組合員がこれを執行する。

2 無限責任組合員が数人あるときは、組合の業務の執行は、その過半数をもって決する。

3 組合の常務は、前項の規定にかかわらず、各無限責任組合員が単独でこれを行うことができる。ただし、その終了前に他の無限責任組合員が異議を述べたときは、この限りでない。

4 無限責任組合員が第三条第一項に掲げる事業以外の行為を行った場合は、組合員は、これを追認することができない。無限責任組合員以外の者が同項に掲げる事業以外の行為を行った場合も、同様とする。

5 組合(特定組合を除く。以下この項において同じ。)の無限責任組合員が中小未公開企業株式取得等事業以外の行為を行った場合は、組合員は、これを追認することができない。組合の無限責任組合員以外の者が当該行為を行った場合も、同様とする。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第八条 無限責任組合員は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書及び業務報告書並びにこれらの附属明細書(第三項において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 前項の場合においては、無限責任組合員は、組合契約書及び公認会計士(外国公認会計士を含む。)又は監査法人の意見書(業務報告書及びその附属明細書については、会計に関する部分に限る。次項において同じ。)を併せて備えて置かなければならない。

3 組合員及び組合の債権者は、営業時間内は、いつでも、財務諸表等並びに前項の組合契約書及び意見書の閲覧又は謄写を請求することができる。

(組合員の責任)

第九条 無限責任組合員が数人あるときは、各無限責任組合員は組合の債務について連帯して責任を負う。

2 有限責任組合員は、その出資の価額を限度として組合の債務を弁済する責任を負う。

3 有限責任組合員に組合の業務を執行する権限を有する組合員であると誤認させるような行為があつた場合には、前項の規定にかかわらず、当該有限責任組合員は、その誤認に基づき組合と取引をした者に対し無限責任組合員と同一の責任を負う。

(財産分配の制限)

第十条 組合財産は、貸借対照表上の純資産額を超えて、これを分配することができない。

2 有限責任組合員は、前項の規定に反して分配を受けた場合は、当該分配を受けた金額の範囲内において、組合の債務を弁済する責任を負う。ただし、有限責任組合員が当該分配を受けた時から

五年を経過したときは、この限りでない。

第二章 組合員の脱退

(任意脱退)

第十一条 各組合員は、やむを得ない場合を除いて、組合を脱退することができない。

(非任意脱退)

第十二条 前条に規定する場合のほか、組合員は、次の事由によって脱退する。

- 一 組合員たる資格の喪失
- 二 死亡
- 三 破産
- 四 後見開始の審判を受けたこと。
- 五 除名

第四章 組合の解散及び清算

(解散の事由)

第十三条 組合は、次の事由によって解散する。ただし、第一号に掲げる事由による場合にあつては、その事由が生じた日から二週間以内であつて解散の登記をする日までに、残存する組合員の一致によつて新たに無限責任組合員又は有限責任組合員を加入させたときは、この限りでない。

- 一 目的たる事業の成功又はその成功の不能

二 無限責任組合員又は有限責任組合員の全員の脱退

三 存続期間の満了

四 組合契約で前三号に掲げる事由以外の解散の事由を定めるときは、その事由の発生

(清算人)

第十四条 組合が解散したときは、無限責任組合員がその清算人となる。ただし、総組合員の過半数をもって他人を選任したときは、この限りでない。

(清算人の業務執行方法)

第十五条 清算人が数人あるときは、第七条第二項及び第三項の規定を準用する。

第五章 民法の準用

(民法の準用)

第十六条 組合については、民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百六十八条(組合財産の共有)、第六百六十九条(金銭出資遅滞者の責任)、第六百七十一条から第六百七十四条まで(委任の規定の準用、業務執行者の辞任又は解任、組合員の業務及び財産の状況の検査権並びに組合員の損益分配の割合)、第六百七十六条(組合員の持分処分の制限及び組合財産分割の禁止)、第六百七十七条(組合債務者の相殺の禁止)、第六百八十条(除名)、第六百八十一条(脱退組合員の持分の払戻し)、第六百八十三条(組合員の解散請求)、第六百八十四条(解除の効力の不そ及)、第六百八十七条(組合員である清算人の辞任又は解任)及び第六百八十八条(清

算人の職務権限及び残余財産の分割方法)の規定を準用する。

第六章 登記

(組合契約の効力の発生の登記)

第十七条 組合契約が効力を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、次の事項を登記しなければならない。

- 一 第三条第二項第一号、第二号、第六号及び第七号に掲げる事項
- 二 無限責任組合員の氏名又は名称及び住所
- 三 組合員の数の合計
- 四 組合の事務所
- 五 組合契約で第十三条第一号から第三号までに掲げる事由以外の解散の事由を定めたときは、その事由

(従たる事務所の新設の登記)

第十八条 組合契約の効力の発生の登記後に従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前条に掲げる事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記すれば足りる。

(事務所の移転の登記)

第十九条 組合が主たる事務所を移転したときは、二週間以内に、旧所在地においては移転の登記をし、新所在地においては第十七条に掲げる事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同条に掲げる事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすれば足りる。

(変更の登記)

第二十条 第十七条に掲げる事項に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、変更の登記をしなければならない。

(無限責任組合員の業務執行停止等の登記)

第二十一条 無限責任組合員の業務の執行を停止し、若しくはその業務を代行する者を選任する仮処分又はその仮処分の変更若しくは取消しがあったときは、主たる事務所及び従たる事務所の所在地において、その登記をしなければならない。

(解散の登記)

第二十二条 組合が解散したときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、解散の登記をしなければならない。

(清算人の登記)

第二十三条 無限責任組合員が清算人となったときは、解散の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務

所の所在地においては三週間以内に、清算人の氏名又は名称及び住所を登記しなければならない。

2 清算人の選任があつたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算人の氏名又は名称及び住所を登記しなければならない。

3 第二十条の規定は前二項の規定による登記に、第二十一条の規定は清算人について準用する。

(清算結了の登記)

第二十四条 組合の清算が結了したときは、清算結了の日から、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算結了の登記をしなければならない。

(管轄登記所及び登記簿)

第二十五条 組合契約の登記に関する事務は、組合の事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方法務局若しくはこれらの支局又はこれらの出張所が管轄登記所としてつかさどる。

2 登記所に、投資事業有限責任組合契約登記簿を備える。

(登記の申請)

第二十六条 第十七条から第二十条までの規定による登記は無限責任組合員の申請によつて、第二十一条から第二十四条までの規定による登記は清算人の申請によつてする。

2 前項の登記の申請をする無限責任組合員又は清算人が法人であるときは、申請書に当該法人の代表者の資格を証する書面を添付しなければならない。

(組合契約の効力の発生の登記の添付書面)

第二十七条 組合契約の効力の発生の登記の申請書には、組合契約書を添付しなければならない。

(変更の登記の添付書面)

第二十八条 事務所の新設若しくは移転又は第十七条に掲げる事項の変更の登記の申請書には、事務所の新設若しくは移転又は登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

(解散の登記の添付書面)

第二十九条 解散の登記の申請書には、その事由の発生を証する書面を添付しなければならない。

(清算人の登記の添付書面)

第三十条 総組合員の過半数をもつて選任した清算人の登記の申請書には、総組合員の過半数の一致があつたことを証する書面及びその者が受任したことを証する書面を添付しなければならない。

(清算人の登記の変更の登記の添付書面)

第三十一条 清算人の退任による変更の登記の申請書には、退任を証する書面を添付しなければならない。

2 清算人の氏名又は名称及び住所の変更の登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添付しなければならない。

(清算結了の登記の添付書面)

第三十二条 清算結了の登記の申請書には、組合財産の処分が完了したことを証する総組合員が作成した書面を添付しなければならない。

(商業登記法等の準用)

第三十二条 組合の登記については、商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第一条から第五条まで(登記所及び登記官)、第七条から第十八条まで、第十九条の二から第二十三条まで、第二十四条(第十六号を除く。)、第二十六条(登記簿等及び登記手続の通則)、第二十七条(類似商号登記の禁止)、第五十六条から第五十九条まで、第六十一条第一項(合名会社の登記)及び第一百七条から第二百二十七条まで(登記の更正及び抹消、電子情報処理組織による登記に関する特例並びに雑則)並びに民事保全法(平成元年法律第九十一号)第五十六条(法人の代表者の職務執行停止の仮処分等の登記の嘱託)の規定を準用する。この場合において、商業登記法第五十六条第三項中「商法第六十四条第一項」とあるのは、「投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成十年法律第九十号)第十七条」と、民事保全法第五十六条中「法人を代表する者その他法人の役員」とあるのは、「投資事業有限責任組合の無限責任組合員又は清算人」と、「法人の本店又は主たる事務所及び支店又は従たる事務所」とあるのは、「投資事業有限責任組合の主たる事務所及び従たる事務所」と読み替えるものとする。

第七章 罰則

第三十四条 次の場合には、無限責任組合員又は清算人は、百万円以下の過料に処する。

- 一 この法律に定める登記を怠ったとき。
- 二 第八条の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当

な理由がないのにその書類の閲覧若しくは謄写を拒んだとき。

第三十五条 不正の競争の目的で、登記された組合の名称と同一又は類似の名称を使用した者は、二十万円以下の過料に処する。第五条第三項において準用する商法第二十一条第一項の規定に違反した者も、同様とする。

附則抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則(平成二十二年二月三日法律第一四六号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附則(平成二十二年二月八日法律第一五二号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四百十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除き、なお従前の例による。

一 から二十五まで 略

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用について

は、なお従前の例による。

中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六〇)抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(従前の例による処分等に関する経過措置)

第千三百二条 なお従前の例によることとする法令の規定により、

従前の国の機関がすべき免許、許可、認可、承認、指定その他の処分若しくは通知その他の行為又は従前の国の機関に対してすべき申請、届出その他の行為については、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の規定に基づくその任務及び所掌事務の区分に応じ、それぞれ、相当の国の機関がすべきものとし、又は相当の国の機関に対してすべきものとする。

(罰則に関する経過措置)

第千三百三条 改革関係法等の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二一年二月二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 則 (平成二二年五月三十一日法律第九六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十二年十二月一日(以下「施行日」という。)から施行する。

商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(平成一三法律一二九)抄

(中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二百二十七条 中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律第二条第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合がこの法律の施行後にする事業についての前条の規定による改正後の中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律(次項において「新法」という。)(第三条第一項の規定の適用については、同項第二号中「政令で定めるもの」とあるのは、「政令で定めるもの並びに商法等の一部を改正する法律(平成十三年法律第一百十八号)附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債及び新株引受権付社債」とする。

2 この法律の施行の際現に存する前条の規定による改正前の中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項に規定する組合契約で転換社債及び新株引受権付社債に係る事業を営むことを約するもの並びにその登記は、新法第三条第一項に規定する組合契約で同項第二号に規定する新株予約権及び新株予約権付社債等並びに商法等の一部を改正する法律附則第七条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた転換社債及び新株引受権付社債に係る事業を営むことを約するもの並びにその登記とみなす。

附則 (平成一三年一月二八日法律第一二九号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

2 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定により従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 (平成一四年一月二三日法律第一一〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(平成一四年政令第三七五号で平成一五年二月一日から施行。ただし、第二条の規定中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項第一号及び第二号の改正規定中企業組合の持分に係る部分を除く。)は、平成一四年二月一六日から施行)

(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(経過措置の政令への委任)

第三条 前条に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附則 (平成一五年五月三〇日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

(罰則の適用に関する経過措置)

第三十八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成二六年四月二十一日法律第三十四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十二条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に存するこの法律による改正前の中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律(以下「旧法」という。)(第三条第一項に規定する組合契約(同項第四号の二に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約したものに限る。)(に係るこの法律による改正後の投資事業有限責任組合契約に関する法律(以下「新法」という。)(第三条第一項の規定の適用については、同項第七号中「特定中小企業等(中小企業者(中小企業基本法(昭和三十八年法律第五十四号)第一条第一項各号に掲げるものをいう。)(その他の者であつて、これに対する資金供給を行うことが特に重要なものとして政令で定める者をいう。以下同じ。)(であつて投資事業者(投資事業を営む者をいう。第九号において同じ。)(でないもの」とあるのは、「特定中小企業等(中小企業者(中小企業基本法(昭和三十八年法律第五十四号)第一条第一項各号に掲げるものをいう。)(その他の者であつて、これに対する資金供給を行うことが特に重要なものとして政令で定める者をいう。以下同じ。)(とする。

2 前項の組合契約によって成立する新法第二条第二項に規定

する投資事業有限責任組合に係る新法第七条第四項の規定の適用については、同項中「第三条第一項に掲げる事業以外の行為」とあるのは、「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十四号)(附則第二条第一項の規定により読み替えられた第三条第一項に掲げる事業以外の行為」とする。

3 この法律の施行前に旧法第六章の規定により中小企業等投資事業有限責任組合登記簿に登記された事項は、この法律の施行の日において新法第六章の規定により投資事業有限責任組合契約登記簿に登記されたものとみなす。

4 この法律の施行前に旧法第三十二条において準用する商業登記法(昭和三十八年法律第二十五号)及び民事保全法(平成元年法律第九十一号)の規定によつてした処分、手続その他の行為は、新法第三十三条において準用する商業登記法及び民事保全法の規定によつてしたものとみなす。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)
第三条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第四号中「中小企業等投資事業有限責任組合」を「投資事業有限責任組合」に改める。

(中小企業等協同組合法の一部改正)
第四条 中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第八条第六項第三号中「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」を「投資事業有限責任組合契約に関する法律」に、「規定する中小企業等投資事業有限責任組合」を「規定する投資事業有限責任組合(同法第六条の二第一項に

規定する特定組合を除く。」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第五条 租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十七条の十三第一項第二号中「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」を「投資事業有限責任組合契約に関する法律」に、「第二条第二項に規定する中小企業等投資事業有限責任組合」を「第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合」に、「規定する中小企業等投資事業有限責任組合契約」を「規定する投資事業有限責任組合契約」に改める。

(登録免許税法の一部改正)

第六条 登録免許税法(昭和四十一年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十二号の二中「中小企業等投資事業有限責任組合契約の登記」を「投資事業有限責任組合契約の登記」に改め、同号(一)中「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」を「投資事業有限責任組合契約に関する法律」に、「(中小企業等投資事業有限責任組合契約)に規定する中小企業等投資事業有限責任組合契約」を「(投資事業有限責任組合契約)に規定する投資事業有限責任組合契約」に改め、同号(三)イ中「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」を「投資事業有限責任組合契約に関する法律」に改める。

(新事業創出促進法の一部改正)

第七条 新事業創出促進法(平成十年法律第百五十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「中小企業等投資事業有限責任組合契約に

関する法律」を「投資事業有限責任組合契約に関する法律」に、「中小企業等投資事業有限責任組合であつて、当該中小企業等投資事業有限責任組合がその株式を保有する同条第一項に規定する中小企業等」を「投資事業有限責任組合であつて、当該投資事業有限責任組合がその株式を保有する特定株式会社(次のいずれかに該当する株式会社であつて、証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第十六項に規定する証券取引所に上場されておらず、かつ、同法第七十五条第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されていない株式を発行するものをいう。)」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 資本の額が五億円以下のもの
- 二 常時使用する従業員の数が千人以下のもの
- 三 最終の貸借対照表の負債の部に計上した金額の合計額が二百億円以下のもの

四 前事業年度において試験研究費その他政令で定める費用の合計額の政令で定める収入金額に対する割合が政令で定める割合を超えるもの又は設立の日以後一年を経過していないものであつて、常勤の研究者の数が政令で定める数以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が政令で定める割合以上であるもの

(新事業創出促進法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の新事業創出促進法第二条第五項の規定により経済産業大臣の確認を受けた同項に規定する特定投資事業組合は、この法律の施行の日において前条の規定による改正後の新事業創出促進法第二条第五項の規定により経済産業大臣の確認を受けた同項に

規定する特定投資事業組合とみなす。

(産業活力再生特別措置法の一部改正)

第九条 産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条の第四項中、「議事録」の下に」と、同項第七号中、「商法第三百五十九条第一項の規定による公告」とあるのは、「商法第三百五十九条第一項(産業活力再生特別措置法第十二条の第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)(の規定による公告)」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の特定関係事業者が第二項の株式交換により完全子会社となる会社である場合における商法第三百五十九条

(同法第三百五十九条ノ二において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)(の規定の適用については、同法第三百五十九条中「第三百五十三条第一項ノ決議ヲ為シタル」とあるのは、「産業活力再生特別措置法第十二条の第四第二項ノ株式交換ヲ為ス」とする。

第十二条の七第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 前項の特定関係事業者が第一項の合併により消滅する会社である場合における商法第四百十三條ノ四の規定の適用については、同条第一項中「第四百八条第一項ノ承認ノ決議ヲ為シタル」とあるのは、「産業活力再生特別措置法第十二条の七第二項ノ合併ヲ為ス」と、同条第二項中「決議ヲ為シタル」とあるのは「合併ヲ為ス」とする。

第十六条の二の見出し中「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律」を「投資事業有限責任組合契約に関する法律」に改め、同条第一項中「中小企業等投資事業有限責任

任組合契約に関する法律」を「投資事業有限責任組合契約に関する法律」に、「規定する中小企業等投資事業有限責任組合」を「規定する投資事業有限責任組合」に改め、同項第一号及び第二号を次のように改める。

一 認定事業再構築事業者等(認定事業再構築事業者若しくは事業再構築を実施することが特に必要なものとして次に掲げる要件のいずれかに該当する事業者、認定共同事業再編事業者、認定経営資源再活用事業者若しくは認定事業革新設備導入事業者又はこれらの事業者の關係事業者をいう。以下この条及び第三十四条第二項において同じ。)(である株式会社(認定事業者が認定計画に従つて株式会社を設立する場合における当該株式会社を含む。以下この条において「認定等株式会社」という。)(又は認定事業再構築事業者等である有限会社(認定事業者が認定計画に従つて有限会社を設立する場合における当該有限会社を含む。以下この条において「認定等有限会社」という。)(に対する金銭債権であつて当該認定等株式会社又は認定等有限会社以外の者が保有するものの取得及び保有

イ 次の(ニ)から(ウ)までのいずれかに掲げる額の前事業年度終了の日における純資産の額(貸借対照表上の資産の額から負債の額を控除して得た額をいう。以下この条において同じ。)(に対する割合が政令で定める割合を超えるものであること。

(ニ) 前事業年度において生じた純損失の額

(ウ) 前事業年度前三年度のいずれかの事業年度から前事業年度までの各年度に生じた純損失の額の合計額

(3) 前事業年度終了の日における欠損の額

ロ 前事業年度終了の日における貸借対照表上の負債の額が資産の額を超えるものであること。

二 前号の規定により組合がその金銭債権を保有している株式会社(認定等株式会社を除く。以下この号及び第四号において同じ。)(に対する金銭債権(当該株式会社が保有するものに限る。)(又は組合がその金銭債権を保有している有限会社(認定等有限会社を除く。以下この号及び第四号において同じ。)(に対する金銭債権(当該有限会社以外の者が保有するものに限る。)(に限る。)(の取得及び保有

第十六条の二第一項第三号から第五号までを削り、同項第六号中「認定等有限会社を」を「認定等有限会社(投資事業を営む認定等株式会社又は認定等有限会社を除く。以下この号において同じ。)(を」に改め、同号を同項第三号とし、同項第七号中「前各号」を「前三号」に、「株式、持分、新株予約権、新株予約権付社債等、金銭債権、工業所有権、著作権」を「金銭債権、匿名組合契約の出資の持分」に、「第四号」を「第二号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第八号イから八までを次のように改める。

イ 株式会社であって再生手続開始の決定若しくは更生手続開始の決定を受けたもの(当該手続開始決定に係る再生手続又は更生手続が終了しているものを除く。)(又は有限会社であって再生手続開始の決定を受けたもの(当該手続開始決定に係る再生手続が終了しているものを除く。)(に対する金銭債権であって当該株式会社又は有限会社以外の者が保有するものの取得及び保有

ロ 次に掲げる株式会社の新たに発行する社債の取得及び保有

(二) 第一号から第三号までの規定又はイの規定により組合がその金銭債権、匿名組合契約の出資の持分又は信託の受益権を保有している株式会社

(2) 有限責任組合法第三条第一項第六号の規定によりその所有に係る工業所有権又は著作権を組合が取得し、保有している株式会社(組合が当該工業所有権又は著作権を取得した時において認定等株式会社であつたものに限る。)(

八 次に掲げる株式会社又は有限会社に対して行う金銭の新たな貸付け

(二) 第一号から第三号までの規定又はイの規定により組合がその金銭債権、匿名組合契約の出資の持分又は信託の受益権を保有している株式会社又は有限会社

(2) 有限責任組合法第三条第一項第六号の規定によりその所有に係る工業所有権又は著作権を組合が取得し、保有している株式会社又は有限会社(組合が当該工業所有権又は著作権を取得した時において認定等株式会社又は認定等有限会社であつたものに限る。)(

第十六条の二第一項第八号二を削り、同号を同項第五号とし、同条第二項中「前項第二号イ」を「前項第一号イ」に改め、同条に次の一項を加える。

4 次に掲げる事業及び有限責任組合法第六条の二第一項に規定する中小未公開企業株式取得等事業の全部又は一部

のみを営むことをその組合契約において約した組合は、同条及び有限責任組合法第七條第五項の規定の適用については、有限責任組合法第六條の二第一項に規定する特定組合に該当しないものとみなす。この場合において、有限責任組合法第七條第五項中、中小未公開企業株式取得等事業以外の行為」とあるのは、「中小未公開企業株式取得等事業又は産業活力再生特別措置法第十六條の二第四項各号に掲げる事業以外の行為」とする。

一 認定事業者が認定計画に従って株式会社を設立する場合における当該株式会社の設立に際して発行する株式の取得及び保有又は認定事業者が認定計画に従って有限会社を設立する場合における当該有限会社の設立に際しての持分の取得及び当該取得に係る持分の保有

二 認定等株式会社の発行する株式、新株予約権（商法第二百八十條ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下同じ。）若しくは新株予約権付社債等（同法第三百四十一條ノ二第一項に規定する新株予約権付社債及びこれに準ずる社債として政令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）又は認定等有限会社の持分の取得及び保有

三 認定等株式会社又は認定等有限会社に対する金銭債権であつて当該認定等株式会社又は認定等有限会社以外の者が保有するものの取得及び保有

四 前三号の規定により組合がその株式、新株予約権、新株予約権付社債等若しくは金銭債権を保有している株式会社（認定等株式会社を除く。以下この号、次号及び第七号において同じ。）の発行する株式、新株予約

権若しくは新株予約権付社債等若しくは当該株式会社に対する金銭債権（当該株式会社以外の者が保有するものに限る。）又は組合がその持分若しくは金銭債権を保有している有限会社（認定等有限会社を除く。以下この号、次号及び第七号において同じ。）の持分若しくは当該有限会社に対する金銭債権（当該有限会社以外の者が保有するものに限る。）の取得及び保有

五 認定等株式会社若しくは認定等有限会社又は前号の株式会社若しくは有限会社の所有する工業所有権又は著作権の取得及び保有（これらの権利に関して利用を許諾することを含む。）

六 認定等株式会社又は認定等有限会社を相手方とする匿名組合契約の出資の持分又は信託の受益権（認定等株式会社又は認定等有限会社の営む事業から生ずる収益又は利益の分配を受ける権利に限る。）の取得及び保有

七 前各号の規定により組合がその株式、持分、新株予約権、新株予約権付社債等、金銭債権、工業所有権、著作権又は信託の受益権を保有している認定等株式会社若しくは認定等有限会社又は第四号の株式会社若しくは有限会社に対して経営又は技術の指導を行う事業

八 次に掲げる事業であつて、政令で定めるところにより、前各号に掲げる事業の遂行を妨げない限度において行うもの

イ 株式会社であつて再生手続開始の決定若しくは更生手続開始の決定を受けたもの（当該手続開始決定に係る再生手続又は更生手続が終了しているものを除く。）の発行する株式、新株予約権若しくは新

株予約権付社債等又は有限会社であつて再生手続

開始の決定を受けたもの(当該手続開始決定に係る再生手続が終了しているものを除く。)の持分の取得及び保有

ロ イに規定する株式会社又は有限会社に対する金銭債権であつて当該株式会社又は有限会社以外の者が保有するものの取得及び保有

ハ 次に掲げる株式会社の新たに発行する社債の取得及び保有

(一) 第一号から第四号まで若しくは第六号の規定又はイ若しくはロの規定により組合がその株式、新株予約権、新株予約権付社債等、金銭債権、匿名組合契約の出資の持分又は信託の受益権を保有している株式会社

(ニ) 第五号の規定によりその所有に係る工業所有権又は著作権を組合が取得し、保有している株式会社

二 次に掲げる株式会社又は有限会社に対する金銭の新たな貸付け

(一) 第一号から第四号まで若しくは第六号の規定又はイ若しくはロの規定により組合がその株式、持分、新株予約権、新株予約権付社債等、金銭債権又は信託の受益権を保有している株式会社又は有限会社

(ニ) 第五号の規定によりその所有に係る工業所有権又は著作権を組合が取得し、保有している株式会社又は有限会社

九 前各号に掲げる事業に類するものとして政令で定め

る事業

第二十九条の八第一号中「第十六条の二第一項各号」を「第十六条の二第四項各号」に改める。

(産業活力再生特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第十条 この法律の施行の際現に存する旧法第二条第一項に規定する組合契約(前条の規定による改正前の産業活力再生特別措置法第十六条の二第一項の規定により、同項第六号に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約したものに限る。)に係る前条の規定による改正後の産業活力再生特別措置法(次項において「新産業再生法」という。)(第十六条の二第一項の規定の適用については、同項第三号中「認定等株式会社又は認定等有限会社(投資事業を営む認定等株式会社又は認定等有限会社を除く。以下この号において同じ。)」とあるのは、「認定等株式会社又は認定等有限会社」とする。

2 前項の組合契約によって成立する新法第二条第一項に規定する投資事業有限責任組合に係る新産業再生法第十六条の二第三項の規定の適用については、同項中「第一項各号に掲げる事業」とあり、及び「産業活力再生特別措置法第十六条の二第一項に掲げる事業」とあるのは、「中小企業等投資事業有限責任組合契約に関する法律の一部を改正する法律(平成十六年法律第三十四号)(附則第十条第一項の規定により読み替えられた産業活力再生特別措置法第十六条の二第一項に掲げる事業」とする。

(中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律の一部改正)

第十一条 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律(平成十四年法律第四百十六号)の一部を次のように改正する。

附則第四十六条のうち産業活力再生特別措置法第二十九条の八の改正規定中「第十六条の二第一項各号」を「第十六条の二第四項各号」に改める。

(政令への委任)

第十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。